

若手料理人等育成事業（技能試験・資格取得）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、金沢の食文化の魅力をさらに磨き、高めるとともに、国内外に向けて発信していくため、次代を担う若手料理人等の技術・技能の向上に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 技能試験・資格 国又は地方公共団体、並びにそれらが認める公的機関等が主催する試験をいう。
- (2) 団体等
 - ア 組合、協会、懇話会、協議会、その他市長が認める団体
 - イ 本市の区域内に事務所等を設置していること。
 - ウ 定款、規約等を有すること。
- (3) 常勤 常態的に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していることをいう。
- (4) 旅費 金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）第9条、第10条、第11条に規定する鉄道賃、船賃、航空賃をいう。
- (5) 宿泊費 金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）第13条に規定する宿泊費をいう。

（補助対象事業）

第3条 市長は、県外で開催される技能・資格取得試験に合格した若手料理人等に対し、当該事業に要する経費の一部について、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該各項に規定する事業が、次のいずれかに該当する場合には、補助金は交付しない。

- (1) 国、県その他団体による補助金の交付その他助成（以下「助成等」という。）の対象として、当該助成等を受けている事業又は受ける予定がある事業
- (2) 補助金の交付申請日の属する年度の末日までに完了しない事業

(3) その他市長が第1条の趣旨に合致しないと認める事業

(応募の要件)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 金沢市内に居住かつ市内にて常勤の者として勤務し、飲食・宿泊業等の団体等に加盟する料理人、菓子職人、バーテンダー等（以下、料理人等）であること。

(2) 料理等技術・技能習得に意欲的であること。

(3) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点で40歳未満の者

(4) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点で市内従事経験3年以上の者

(5) 若手料理人等育成事業を行う団体等より推薦を受けた者

(6) 市税を滞納していない者

(対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、受験料、旅費、宿泊費、その他市長が必要と認める経費とし、補助金の額は、別表に定める基準に基づき算定するものとする。

(交付申請)

第6条 第3条第1項の補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める期日までに、市長に申請しなければならない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

対象経費	補助金の額	補助金の限度額
(1)受験料 受験するために納める手数料 (2)旅費 県外移動にかかる旅費 (3)宿泊費 県外滞在にかかる宿泊費 (4)その他市長が必要と認める経費	料理人等1人につき、 対象経費の2分の1に 相当する額（その額に 1,000円未満の端数があるときは、その端数 金額を切り捨てた額）	料理人等1人につき、50,000円